

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う令和8年度の個別予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月1日

小牧市長 天 野 正 基

1 予防接種の種類（A類疾病）

- (1) ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎及びヘモフィルスインフルエンザ菌 b 型感染症（5種混合ワクチン）
- (2) ジフテリア、百日せき及び破傷風（3種混合ワクチン）
- (3) ジフテリア及び破傷風（2種混合ワクチン）
- (4) 急性灰白髄炎（ポリオ）
- (5) 麻しん及び風しん（麻しん風しん混合ワクチン）
- (6) 日本脳炎
- (7) ヘモフィルスインフルエンザ菌 b 型感染症
- (8) 小児の肺炎球菌感染症
- (9) ヒトパピローマウイルス感染症
- (10) 水痘
- (11) B型肝炎
- (12) ロタウイルス感染症
- (13) 結核（BCG）
- (14) RSウイルス感染症（母子免疫ワクチン）

2 対象者（疾病名基準）

- (1) ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎及びヘモフィルスインフルエンザ菌 b 型感染症
1期：生後2月から90月に至るまでの間にある者
- (2) ジフテリア及び破傷風

2期：11歳以上13歳未満の者

(3) 麻疹及び風疹

1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

2期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者（年長時）

※令和6年度の麻疹風疹混合予防接種の対象者で、予防接種法施行令第3条第2項及び予防接種法施行規則第2条の8第4号に基づき、接種期間が延長された者

(4) 日本脳炎

1期：生後6月から90月に至るまでの間にある者

2期：9歳以上13歳未満の者

特例措置（平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより、平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた20歳未満で、1期、2期の接種をうけられなかったお子さんへの接種機会の確保がされます。）

(5) 小児の肺炎球菌感染症

生後2月以上生後60月に至るまでの間にある者

(6) ヒトパピローマウイルス感染症

小学6年から高校1年に相当する年齢にある女子

(7) 水痘

生後12月から生後36月に至るまでの間にある者

(8) B型肝炎

生後2月から生後9月に至るまでの期間を標準とし、生後1歳に至るまでの間にある者

(9) ロタウイルス感染症

（1価）出生6週0日から24週0日までの間にある者

（5価）出生6週0日から32週0日までの間にある者

(10) 結核

生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間を標準接種期間とし、生後1歳に至るまでの間にある者

(11) RSウイルス感染症

妊娠28週から妊娠37週に至るまでの間にある妊婦

3 実施期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 予防接種を受けることができない者

- ア 明らかに発熱のある者
- イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ウ その日に受ける予防接種、又は予防接種に含まれる成分により、アナフィラキシーを起こしたりしたことのある者
- エ 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者であって、妊娠していることが明らかな者
- オ その他、医師が不適切な状態と判断した者

(2) 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない者

- ア 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液の病気などで治療を受けている者
- イ 発育が悪く、医師や保健師の指導を継続して受けている者
- ウ 未熟児で生まれて発育の悪い者
- エ カゼなどのひきはじめと思われる者
- オ 前に受けたとき、2日以内に発熱、発しん、じんましんなどアレルギーを思わす異常がみられた者
- カ 薬の投与を受けて皮膚に発しんが出たり、体に異常をきたしたことのある者
- キ 家族や周りの者が妊娠しているまたは可能性がある者
- ク 今までにけいれんをおこしたことがある者
- ケ 過去に中耳炎や肺炎などによくかかり、免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者
- コ ワクチンの培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤などにアレルギーがあるといわれたことのある者
- サ 家族、遊び友達、クラスメートの間に、麻しん（はしか）、風しん、おたふくかぜ、水痘（みずぼうそう）などの病気が流行している時で、受ける本人がその病気にかかっていない者

5 料金：無料

6 場所：小牧市予防接種指定医療機関（別紙）

